

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
<p>P.2 <u>2022年4月</u></p> <p>P.12 ■決済に伴う金銭の授受 (2) スワップポイント 「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2022年1月現在では米ドル金利の方が日本円金利より高くなっておりまして、米ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。 お客様が受け取る又は支払うこととなる1日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。</p> <p>P.15 (1) 口座開設基準 (削除)</p>	<p>P.2 2022年2月</p> <p>P.12 ■決済に伴う金銭の授受 (2) スワップポイント 「米ドル/円」の米ドルと日本円のように、異なる2通貨間の金利差によって生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります。例えば、2022年1月現在では豪ドル金利の方が日本円金利より高くなっておりまして、豪ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることになります。ただし、インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあり、スワップポイントの支払いによって損失が発生する可能性があります。 お客様が受け取る又は支払うこととなる1日分のスワップポイントは、当社のカバー取引先との間で受け払いを行う1日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。</p> <p>P.15 (1) 口座開設基準 <u>(注)満18歳以上20歳未満のお客様(既婚者を除く。以下「未成年者」といいます。)</u>につきましては、法定代理人から書面による未成年者の取引に関する同意書、</p>

<p>(3) 取引名義及び本人確認</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④お客様が前項の手続きを行わないなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の本人特定事項等が不明となり、又は連絡不能となった場合、当社は住所確認等の必要な手続きを行う場合があります。この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。</p> <p>P.24</p> <p>当社の概要について</p> <p>資本金 4億8000万円 (2022年3月31日現在)</p> <p>P.28</p> <p>(2022年4月)</p>	<p>法定代理人であることを証する書面（親権者全員と未成年者本人の続柄が記載された戸籍謄本（抄本））及び法定代理人の本人確認書類を提出していただきます。</p> <p>(3) 取引名義及び本人確認</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>P.24</p> <p>当社の概要について</p> <p>資本金 4億8000万円 (2021年3月31日現在)</p> <p>P.28</p> <p>(2022年2月)</p>
---	--